

十日町市企業消融除雪支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 26 日

十日町市告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内企業における継続的な消雪、融雪及び除雪（以下「除雪等」という。）の体制の確保及び強化を図るため、敷地内における除雪等に必要な設備又は機械を導入又は入れ替えようとする市内企業に対し、予算の範囲内で十日町市企業消融除雪支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる事業所 従業員の採用、社会保険の加入等の事務を行い、本社とは独立した業務を行っている市内の事業所をいう。
- (2) 従業員 第4条に規定する設備又は機械を導入又は入れ替える事業所に勤務し、雇用保険に加入している従業員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有している企業であって、別表に掲げる業種のいずれかに該当すること。ただし、十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者を除く。
- (2) 従業員の人数が5人以上で、かつ、従業員駐車場の除雪等を行う企業であること。
- (3) 納付期限の到来した市税を完納していること。

2 企業が共同で除雪等を実施している場合であって、共同で除雪等を実施する全ての企業が前項第1号及び第3号に該当するときは、複数の企業を一の補助対象者とすることができる。この場合において、前項第2号の従業員の人数は、共同で実施する全ての企業の従業員の人数を合計したものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う除雪等に必要な設備又は機械を導入又は入れ替える事業で、当該年度につき次に掲げる事業のうちいずれか1つの事業のみとする。この場合において、前条第2項の規定により複数の企業を一の補助対象者としたときは、当該複数の企業がそれぞれ1つの事業の補助を受けているものとみなす。

- (1) 消雪又は融雪設備の導入又は入替え
 - (2) 車庫の設置
 - (3) 除雪機械の導入又は入替え
- (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

- (1) 消雪又は融雪設備の導入又は入替えに係る経費
- (2) 車庫の設置に係る経費
- (3) 除雪機械（中古の機械を含む。）の導入又は入替えに係る経費（除雪等以外の用途で使用する機械の導入リース機械の導入及び補助対象者が除雪等を委託している場合の請負業者の機械の購入を除く。）
- (4) その他特に市長が認める経費とする。

2 補助対象事業に関し他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費からその額を差し引くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の5分の1とし、第4条第1号及び第2号に規定する事業は400万円、第3号に規定する事業は150万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。

(交付の条件)

第7条 市長は、次に掲げる事項を条件として補助金を交付するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容及びそれに要する経費を変更（第12条に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、十日町市企業消融除雪支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、書類等を審査し、適当と認めたときは、交付決定を行い、申請を行った補助対象者に対し、十日町市企業消融除雪支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

2 補助金の申請額が予算額を上回った場合には、補助対象事業の必要性、緊急性及び申請の内容等を総合的に判断した上で交付決定者を決定する。

(変更等の承認)

第10条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付決定を受けたものをいう。以下同じ。）が第7条第1号又は第2号の承認を受けようとする場合は、あらかじめ十日町市企業消融除雪支援事業変更承認申請書（様式第3号）又は十日町市企業消融除雪支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により市長に申請をしなければならない。

(交付決定の変更)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、書類を審査し、承認する場合は、補助事業者に対して、十日町市企業消融除雪支援事業変更承認通知書（様式第5号）又は中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第12条 第7条第1号に規定する軽微な変更とは、申請書に記載の事業の内容に異動が生じず、かつ、補助事業に要する経費が20パーセント以内の増減で補助金額の変更を伴わないものとする。

(譲渡等の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了の年度の末日から起算して5年を経過する日までの間は、第4条に規定する事業で導入又は入れ替えた設備又は機械を譲渡し、交換し、又は廃棄することができないものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(実績報告及び補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、十日町市企業消融除雪支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとし、補助事業者に対して、十日町市企業消融除雪支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の額の確定通知後に、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年8月5日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 2 日から施行し、改正後の十日町市企業消融除雪支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

業種
施設農業、林業、水産養殖業、建設業、製造業、運輸業、電気業、ガス業、熱供給業、データセンター、民間放送業、情報サービス業、繊維品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、宿泊業、農林水産物等販売業その他特に市長が認める業種